

令和元年度

事務所だより 第6号

令和2年3月5日

益田教育事務所

社会に開かれた教育課程を具現化するための連携・協働について

益田市教育委員会 派遣社会教育主事 田原 俊輔

教育課程の実施に当たって、地域の人的・物的資源を活用したり、放課後や土曜日等を活用した社会教育との連携を図ったりし、学校教育を学校内に閉じずに、その目指すところを社会と共有・連携しながら実現させること

「社会に開かれた教育課程」について、「論点整理」にはこのような一文が書いてあります。「子どもたちが本物に触れる機会を作りたい」「もう少し時間があれば〇〇をしたい」という思いが私たち大人にあっても、教育課程の中でできないことはたくさんあります。そのような思いを心にしまわず、「どうやったらできるのか」ということを言葉にし、大人も一緒になって考え、行動することで生まれた益田小学校の素敵な取り組みを1つ紹介します。

益田小プロジェクト

益田小学校は、平成30年度から、益田市の「ひとつづくり協働構想」の取組に準ずる形で、冊子「益田のひとつ」や新・職場体験を支援する「魅力的な事業所」等の活用を、5年生の教育課程に位置づけて取り組まれています。

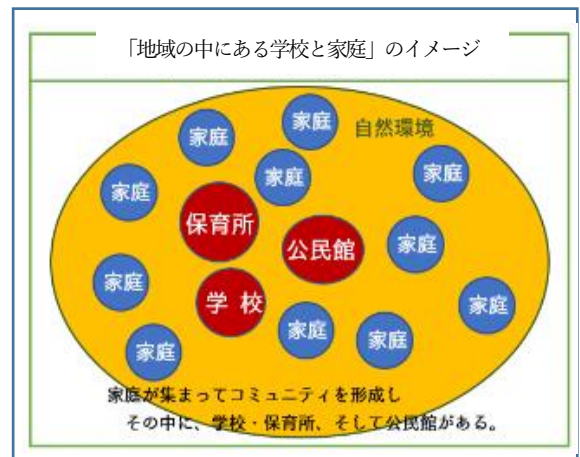
6年生では、さらに発展させ、国語「まちの幸福論」の学習を総合的な学習の時間「益田のまちづくりについて考えよう」と教科横断的な学習が展開されました。それには、市担当課職員（政策企画課、人口拡大課、社会教育課、学校教育課）が授業に関わり、学習をまとめ、「益田市をもっとよくする」提案を発信する機会に協力してきました。

さらに、公民館が主体的に関わり、教育課程外の地域活動として、6年生が授業で立案した4つのプロジェクトを全て実現させることができました。

地域の方々の支えによって、自分たちの提案が実現できる、自分たちも地域社会の一員であるということを経験した子どもたちは、中学校進学後も学校教育の中だけでなく、地域社会の中でも主体的に活動しています。私たちが目指している姿です。

今年、次のような発言をする中学生に出会いました。「学校の中だけで活動するだけでは十分じゃないと思うんです。地域とつながってやると、うまくいかないことも含めて、学校内だけでやるよりも成長ができます。そんな経験を通して一人ひとりが成長できれば、結果的に学校もより良くなります。だから僕は、中学生がどんどん地域に出て、地域のためになることをやった方が良いと思います。」これは、「社会に開かれた教育課程」のよさを実感として肌で感じている中学生の言葉として心強く思いました。

教育課程内外で、定まった答えのない「地域課題解決」に向けて大人と共に粘り強く考え、トライし、行動・改善していく経験の積み重ねは、本物の学びとなり、自己肯定感や自己有用感を育むだけでなく、「主体的・対話的で深い学び」の土台になります。そのためには、地域の大人の役割として「地域の中にある学校と家庭（右図）」をもとにして、各々の取組の中で目的を共有しながら、より良い連携・協働の在り方を点検し確認し続けていくことが大切になるのだと感じています。



大人の関わり方

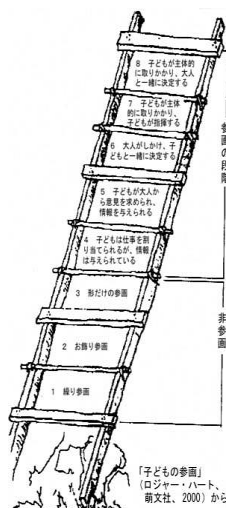
津和野町教育委員会 派遣社会教育主事 佐々木 将光

津和野町では、中学生が公民館の運営委員になり、大人と一緒に地域のことについて同じテーブルで話し合ったり、地区の運動会や文化祭で実行委員などとして企画やアイデアを出したり、運営したりしている地区があります。「大人にはない発想や行動力で地域に新しい風を起こしてほしい。」そのような思いの高まりから、「彼らの活動に対して期待したり、頼りにしたりするようになった。」「中高生が活躍するとまちが活気づく。」という地域の声もよく耳にします。

世の中の地方創生の流れもあってか、津和野町に限らず、益田管内、そして全国的に見ても中高生がまちづくりに関わる取組が、もはや流行りとなっているように感じられます。中高生が地域の一員としてまちに関わる機会が増え、環境が整ってきていることは、まちの活性化、子どもたちにとっての学びの両方の側面から見てもとても良いことだと思います。しかし、子どもの主体者意識を育てるための意味のある活動になっているかと言えば、決してそうでないこともあります。

例えば、

- ・大人が決めたやることに対して子どもが手伝いをする。
- ・大人が作った台本を子どもは読むだけ。
- ・任せると言っていながら、子どもがやろうとすることに対して口を出す。
- ・子どもたちが主体だからと、やらせっぱなしになっている。



参画の段階	8 子どもが主体的に取りかかり、大人と一緒に決定する
	7 子どもが主体的に取りかかり、子どもが指揮する
	6 大人がしかけ、子どもと一緒に決定する
	5 子どもが大人から意見を求められ、情報を与える
非参画	4 子どもは仕事を割り当てられるが、情報は与えられている
	3 形だけの参画
	2 お飾り参画
	1 操り参画

表 「参画のはしご」の段階

このような例をロジャー・ハートが著書「子どもの参画」で示している「参画のはしご」に置き換えてみると、操り、お飾り、形だけの参画、さらに言い換えるとすれば、本当はやりたくないことをやらされる時間とも言えるかもしれません。子どもたちが本気になり生き生きと活動し、もっとやりたいと感じている状況とそうでない状況とで比較してわかる違いは、どれだけ子どもが主体者意識を持っているかということではないでしょうか。

津和野町で地域活動に積極的に取り組んでいる中学生のグループがあります。町のイベントで出店をしたり、ボランティア活動を企画・運営したりと活動の幅も広がってきました。中には自分から地元の行事で出店したいと言い出す子も出てきました。自分たちの活動を知ってもらうためのポスターを作ったり、お客さんに対して積極的にコミュニケーションをとったりする姿も見られました。彼らの主体者意識を引き出している要因は様々だと思いますが、その一つは大人の関わり方だと考えています。彼らの周りには、子どもたちの想いを汲み取り、何のためにするのか、何ができるのかを子どもたちに気づかせるとともに、何をさせて、何をしないほうがいいのかを考えている大人の存在がありました。子どもたちの主体者意識が高まるきっかけは、一人一人異なると思いますが、そういった大人の関わりが少なからず影響しているでしょう。

「まち全体がまなびの場」。子どもの学びに学校、地域の隔たりは、ありません。

社会に開かれた教育課程の実現とともにあるもの

益田市教育委員会 派遣社会教育主事 谷 上 元 織

地域等で行われる会議に、学校の教職員として出席していると想像してみてください。「最近、ここの学校の子は、挨拶の声が小さい。」と、地域の方から言われたら、あなたなら何と言いますか。「すみません、しっかり指導しておきます。」と言うしかないのでしょうか。

「社会に開かれた教育課程の実現」をめざし、取組を進めることは、これからの時代に必要な力を子どもたちにつけさせることのみならず、適切な解釈と実践は、持続可能な教育と地域づくりに繋がります。それについて、学校教育と社会教育の両方を経験している社会教育主事の視点から見た考えを述べます。

第一に、社会に開かれた教育課程の実現は、教員だけが努力し、学校内に様々な地域のリソースを投入することのみをさすものではないということです。地域のリソースを活用するならば、それを教育課程の中にどのように位置づけるか、むしろそこが問われます。子どもたちの実態に応じ、地域のリソースと子どもをどう出会わせるかを考えるわけです。ここが大切で、子どもを地域で育てる意識で協議することを目指していききたいものです。活動をたくさんすれば良いというわけではありません。当然、教育課程内における地域との取組を見直し、スクラップ＆ビルドすることも十分考えられます。それを通して、そもそも、地域が担っていくべき地域の人材の掘り起こしや地域内での活動がしっかりとできるようにしていくことにつながっていくのです。

第二に、子どもたちの教育は学校だけで行うものではない、という前提に立つことです。学校が教育を担う場所であることは誰もが知っていますが、学校の教育課程内だけで行われるものが教育ではありません。子どもたちはさまざまな場面でいろいろなひととの出会いや経験を積み、成長していきます。「社会に開かれた教育課程の実現」とは、そうした地域社会の教育力を醸成し、ともに子どもを育てていく地点に立つことが前提になります。

教育が学校だけに依存したものにならず、地域社会が総がかりで担っていくものであるという風土が地域に醸成されれば、今、盛んにいわれている教員の働き方の改善にも繋がるものになるはずですが、何しろ、自分たちだけでやるのではなく、地域みんなで、「分かち合っていることをやろう」と言っているわけですから。このような、教育が学校だけで完結せず、地域にも地続きになって学びを深めていく姿は、今、益田市で取り組んでいる「学校の学びと地域の実践の往還」の事例（参考 次頁）として数多く生まれその成果を検証しているところです。

さて、それでは、これまでの話を想起しながら冒頭の質問にどう答えるか、改めて考えてみましょう。

「最近、ここの学校の子は、挨拶の声が小さい。」この問いに対して、「そうでしたか。学校でも指導しているところです。子どもたちは地域の子でもあります。ぜひ、必要なことはその場で言ってあげてくださいね。みんなで一緒に育てていきましょうね。」と答えてはどうでしょうか。なかなか難しいかもしれませんが、このような返答ができる学校と地域が同じ目線に立ったフラットな関係を目指したいものです。私は、学校と地域社会の双方を見つめている立場として、このように答えることを心掛けています。

学校と地域の連携協働について、ともに考える仲間は、公民館をはじめ、私たち教育委員会の社会教育主事、指導主事等、たくさんいます。どうぞ、お気軽にご相談ください。

学校の学びと地域の実践の往還事例

—社会に開かれた教育課程の実現に向けた具体例—

【益田をもっと幸せなまちにしようプロジェクト（益小プロジェクト）】

総合的な学習の時間 小学校の授業
5年 「もっと知ろう、益田のこと」

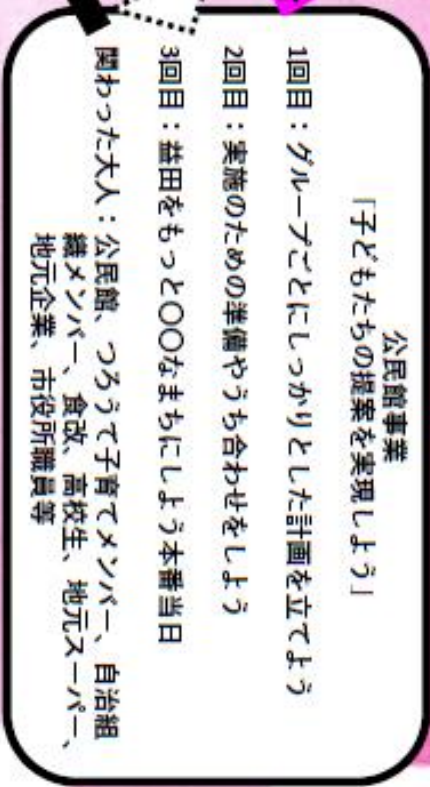
※年度をまたいだ積み重ね



総合的な学習の時間 6年 「益田をもっと幸せなまちにしよう」

小学校の授業

国語科
まちの専挿論



※プロジェクト参加者を中心に、
中学生になっても地域活動に参画

選択型課題の算数授業

吉賀町教育委員会 派遣指導主事 石橋功子

吉賀町では、ユニバーサルデザインによる授業づくりを通して、どの子どもも安心して学べる「分かる、楽しい」授業づくりを推進しています。そこで、平成27年度から毎年、山口県萩市立明倫小学校の伊藤幹哲教諭を講師にお迎えし、「授業のユニバーサルデザインづくり」研修会を行っています。今年度は、令和2年1月10日（金）、柿木小学校にて、5年生「百分率とグラフ」の導入の授業と「クラス全員が『わかる・できる』をめざす算数授業のユニバーサルデザイン～選択型課題の算数科づくり～」と題した講演をしていただきました。

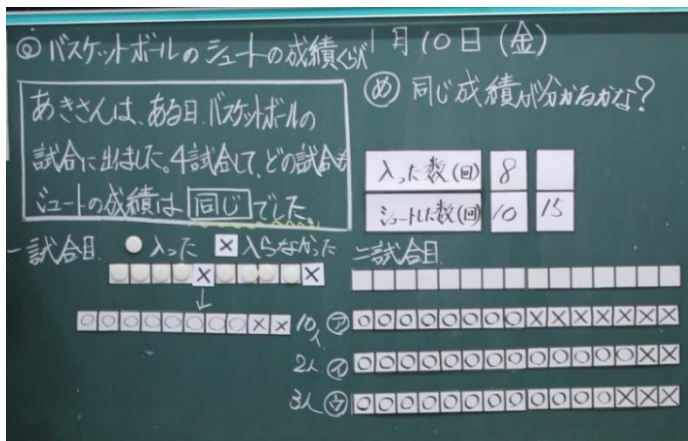
選択型課題の算数授業とは、「子どもたちが課題を解決するための『提示』や『発問』を『選択型』にすることで、クラス全員の参加を保障し、子どもたちが理解しやすくなるようにした算数授業」のことです。

選択型課題の算数授業をつくるときの留意点としては、以下の3点です。

- できる限り、子どもが「つまずきやすいもの」「間違えやすいもの」を選択肢に取り入れておくこと
- 「『これは絶対に違う』と言いたくなるもの」を選択肢に取り入れておくこと
- 子どもたちが選ぶ答えの選択肢を増やしたり、減らしたりしながら、答え方の「バリエーション」を豊富にすること

さて、今回の授業では、「バスケットボールのシュートの成績比べをしよう」と設定され、めあてを「同じ成績が分かるかな？」と子どもたちに提示されました。

板書の写真は本時の一場面です。



バスケットボールの試合に出ました。4試合して、どの試合もシュートの成績は同じでした。

1試合目は10回シュートをして8回入りました。

2試合目は15回シュートをしました。1試合目と同じ成績でした。2試合目の成績は、⑦④⑩のどれでしょう。

1試合目はシュートが入った割合は0.8。2試合目も入った割合が0.8になるのは、⑦④⑩のどれかということを考えていきました。

この授業では、他の場面でも「選択型課題」がいくつか設定してありました。15人全員の子どもたちが自分の考えをもち、意欲的に授業に参加することができました。

今回紹介した「選択型課題」の授業にするよさは、以下の3点です。

- 誰もが答えを選ぶことができ、「全員参加」が可能になる。
- 自分で選んでいるので「なぜ?」「どうして」という問いに答えやすくなる。
- 選ばなかった選択肢についても理由を共有することで、学びが深まる。

日頃からどの子どもも安心して学べる「分かる、楽しい」授業を心掛けておられることと思いますが、クラス全員の「学び」を保障するために「選択型課題」の授業も取り入れてみられては、いかがでしょうか。

「総務課」から 教職員のみなさま

「旅費」に関する
ワンポイントⅢ

～実は、認められないこともあるのです～

旅費は、原則的には実費支給とされていますが、実際にかかった経費であっても、「規則にあてはまるのか」、「公務のために要したのか」という観点から、交通費等がお支払いできない場合もあります。

よって、次のような場合は、事務担当者を通じ、請求内容の確認をしています。

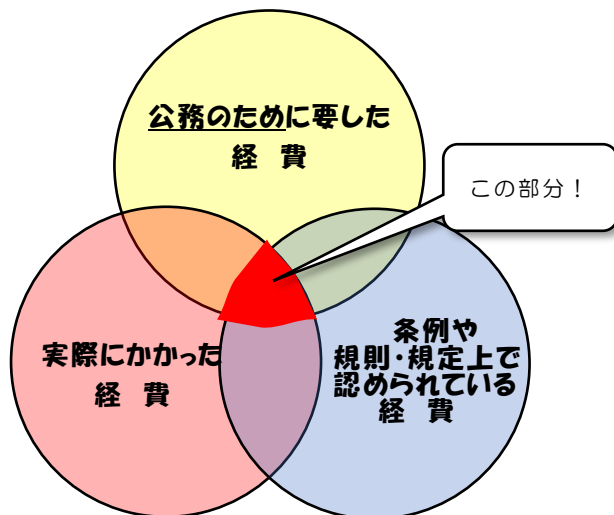
《一例です》

- 鉄道賃**…益田～浜田間(50 km未満)で特急を利用した。
「特急料金は、原則、特急券ごとの有効区間が50 km以上の場合に支給されます。」
- 船賃**…本土と隠岐島の水路旅行に超高速船(レインボー)を利用した。
「原則はフェリー利用です。超高速船は公務上の必要等で所属長が認める場合に利用が認められます。」
- 宿泊費**…用務地は大阪府高槻市であったが、大阪市内に宿泊した。
「原則、用務地と同一市区町村に宿泊地とすることになっています。」
- タクシー利用**…松江駅から島根県教育センターまで、利用できる路線バスの便があるにもかかわらずタクシーを利用した。
「原則、公共交通機関等経済的な交通手段を用いることとなっています。」
- 有料道路利用**…自家用車公務使用が認められた用務において、陸路距離が60 km以上の区間であったため、往復の高速道路利用料金を請求した。自己都合前泊も承認されていた。
「60 km以上ですが、自己都合前泊部分(往路)に公務上の必要性があるでしょうか。」

※1：旅行雑費(タクシー、有料道路、駐車料金、通信費等)は、旅行者が利用理由を申請し、所属長が公務上の必要等により当該経費の支出が必要であると認めた場合に限り実費が支給されます。(手引き P11 要確認)

そこで…確認です!!(次の「3つの輪」を覚えてください)

旅費として請求できるのは…



請求書は、「実費・法令上・公務上」という観点から確認しています。

- ※請求書の金額、備考欄の内容確認に用いるもの
- ・実費…証拠書類(領収書)
「請求額は正しいか」
 - ・公務上…旅行命令簿
「旅行経路、手段は適切か
承認事項の内容は適切か」
 - ・法令上…例規集、手引き
「基準を満たしているか」等

上記の「3つの輪」を意識され、切符を購入される際になどに迷われた場合は、事務担当者(若しくは事務リーダー)へ旅行前に相談しましょう。
※請求印を押されるのは教職員のみなさまです。

